

議案第6号

幸手市災害対策本部条例の一部を改正する条例

幸手市災害対策本部条例（昭和38年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「災害対策本部」の次に「及び復興対策本部」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（復興対策本部への移行）

第4条 災害対策本部長は、災害応急対策におおむね目途がついたと認めるときは、災害対策本部を復興対策本部に切り替えることができる。

2 前2条の規定は、復興対策本部について準用する。この場合において、第2条及び第3条中「災害対策本部長」とあるのは「復興対策本部長」と、「災害対策本部」とあるのは「復興対策本部」と、第2条第2項中「災害対策副本部長」とあるのは「復興対策副本部長」と、同条第3項並びに第3条第2項及び第3項中「災害対策本部員」とあるのは「復興対策本部員」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月18日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

大規模災害の発生時において、命を守る「応急対策」から、市民の生活を立て直す「復興対策」までを、迅速かつ継続的に推進できる体制を確立するための所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。